

健康経営に関するお役立ち情報

働く人の生活習慣改善プログラム

食生活や運動などを振り返り、望ましい生活習慣への改善を目指すプログラムです。



健康づくり活動に関する知事褒賞

健康づくり活動に積極的に取り組み、今後もその活動が期待できる事業所等を表彰する制度です。



ふじのくに健康づくり推進事業所宣言

事業所の健康課題を把握し、その改善に向けた取組を宣言します。県に登録することで認定されます。県ホームページに掲載され、事業所のイメージアップにもつながります。



健康づくりアドバイザー派遣

健康づくりに関する分野(生活習慣病、たばこ、栄養・食生活、運動、歯科)の専門家(アドバイザー)を派遣します(1事業所3回以内、健康づくり宣言した事業所)。



グループコードで、企業・事業所等の集団集計が可能

食と生活習慣チェック

スマホやパソコンから質問に回答(15~30分)すると、食習慣の改善策が分かります。さらに40~70歳の方は、今後10年間のがんと循環器疾患になるリスクが分かります。



さらなる健康長寿をめざして

富士市・富士宮市をお仕事で支えてくださっている皆さまへ



チェックしてみよう!



貴事業所は、下記のような従業員の健康づくりに取り組んでいますか?

- 従業員の皆さまは、健(検)診を受けていますか?
- 職場で、健康づくりの担当者を決めていますか?
- 職場で、健康や生活習慣病のことを話題にしていますか?
- 体重計や血圧計などの健康測定器を設置していますか?
- たばこ対策(受動喫煙対策や禁煙対策)を実施していますか?

健康診断・がん検診の問合せ先

職場の健康診断	職場の健診担当者、健康管理担当者、事業主にお問合せください		
特定健診 (40歳以降)	加入している 保険者	国民健康保険 の場合	富士宮市保険年金課 電話番号: 0544-22-1138 富士市国保年金課 電話番号: 0545-55-2917
		協会けんぽ の場合	協会けんぽ静岡支部保健グループ 電話番号: 054-275-6601(自動音声案内2番→2番)
	上記以外	加入している保険者にお問合せください	
がん検診 (お住まいの市町)	富士宮市健康増進課 電話番号: 0544-22-2727		
	富士市健康政策課 電話番号: 0545-64-8992		

健康づくりに関する問合せ先

出前講座・物品の貸出し・ 相談等(高血圧、肥満、 たばこ、食生活等)	富士宮市健康増進課 電話番号: 0544-22-2727	
	富士市地域保健課 電話番号: 0545-64-8993	
	富士健康福祉センター医療健康課 電話番号: 0545-65-2659	

事業所ぐるみで健康づくり【健康経営】に取り組んでみませんか?

富士圏域および県の健康づくりに関する取組を知りたい

➡ 裏表紙へ

中小規模事業所の現状や取組を知りたい

➡ 中面へ

健康づくりに関する調査をもとにリーフレットを作成しています

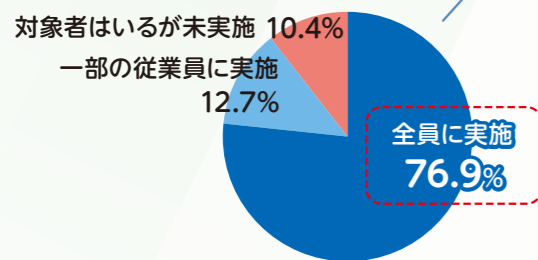
静岡県内の中小規模事業所における健康づくりに関する取組状況を明らかにし、働く方への健康支援のあり方や対策を検討することを目的に実施しました。



健(検)診で従業員を健康に～所見があれば医療機関への受診を勧めよう～

対象者全員に実施している(全員が受診している)のは約77%

Q この1年間に常勤の従業員に「定期健康診断」を実施しましたか。(回答数=537)



こんな工夫をしている事業所があります

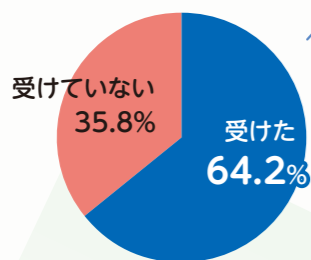


従業員の皆様にぜひご検討ください

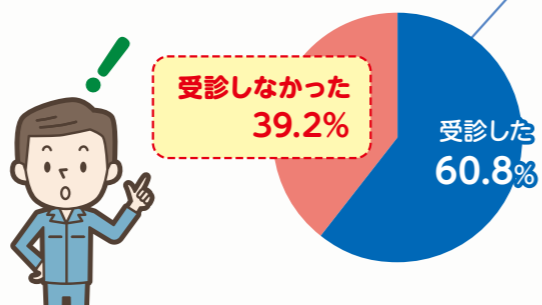
精密検査の必要があって受診しなかったのは約40%

要精密検査等の所見があった方は必ず受診してください!

Q この1年間に健康診断・特定健康診査を受けましたか。(回答数=400)



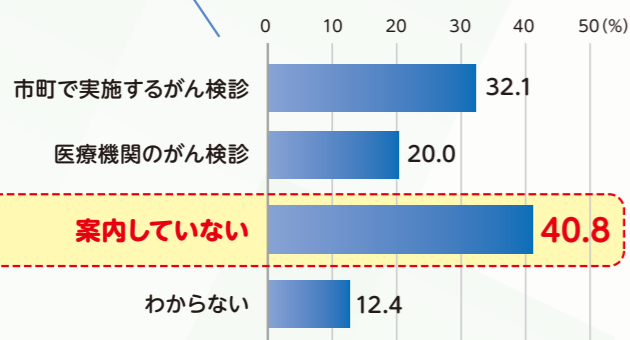
Q (要精密検査等の所見があった方) 所見があった内容について、あなたは再検査や治療などを受けるために医療機関を受診しましたか。(回答数=257)



がん検診は職場からの働きかけが重要

がん検診未実施で、従業員に事業所以外の検診を案内していない事業所は約40%

Q (がん検診未実施事業所) ががん検診の案内をしていますか。(回答数=380)



がん検診は
お住まいの市町で受診できます

早期発見が、いちばんの対策です!

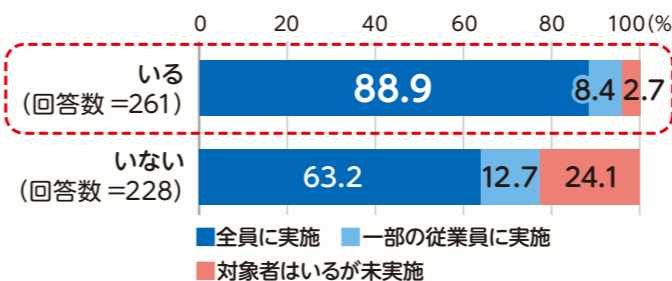


従業員の皆様にぜひご案内ください

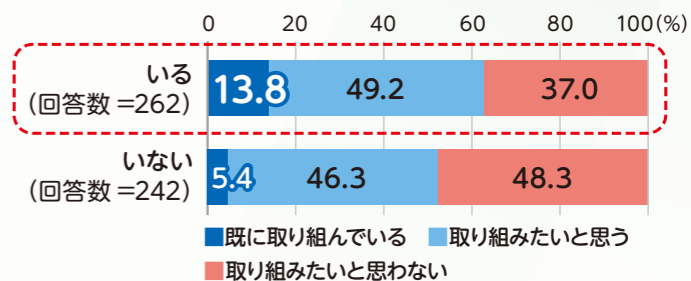
健康管理担当者の声かけは大事

健康管理担当者を設置している事業所は健康経営に取り組んでいる割合が高い

■ 健康管理者の有無と定期健康診断の実施状況



■ 健康管理者の有無と健康経営の取組状況・意欲



健康経営*とは

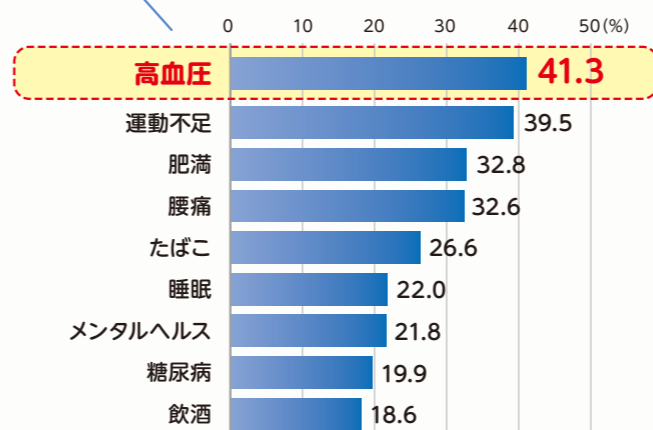
企業理念に基づき、従業員等へ健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上など、組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上につながることを期待されます。

*健康経営はNPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

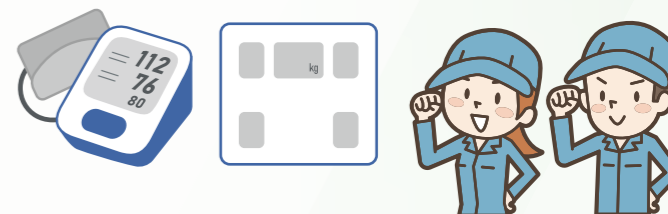
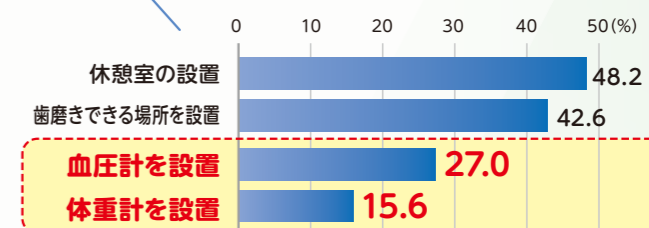
より良い職場環境を～従業員の健康課題は何?～

事業所が健康課題として認識しているのは高血圧が多い

Q 従業員の健康課題は何だと思いますか。(回答数=537)



Q 健康づくりのため、職場環境の改善に取り組んでいることは何ですか。(回答数=537)

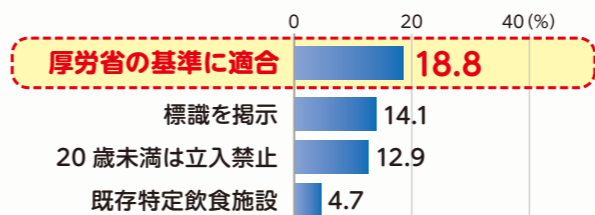


がん検診は職場からの働きかけが重要

たばこの煙に要注意～受動喫煙対策を進めよう～

屋内に喫煙所がある事業所のうち、法基準に適合しているのは約19%

■ 貴事業所の屋内の喫煙場所の状況(回答数=85)



屋内喫煙所設置基準とは?

- ・たばこの煙(蒸気を含む)が屋外に排気されている
- ・たばこの煙(蒸気を含む)が室内から室外に流入しないように、壁、天井等によって区画されている
- ・出入口において、室外から室内に流入する空気が0.2m/秒以上

2020年4月から、**原則屋内禁煙**
喫煙には事業者の分類に沿った喫煙所の設置が必要です。

